

入院に関する事項

- ◆厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
一般病棟，精神病棟の詳細は，各病棟に掲示しています。
- ※当院においては，患者さんの負担による付添看護を行っておりません。
- ◆入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）は，中国四国厚生局長に届け出ており，管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降），適温で提供します。
- ◆入院料金は診断群分類別包括評価（DPC制度）で算定しています。
- ◆衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や，「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は，一切行っておりません。

指定医療機関等

- | | | |
|------------------|--------------------------|-----------------------------|
| ・ 保険医療機関 | | |
| ・ 特定機能病院 | | |
| ・ エイズブロック拠点病院 | ・ 地域周産期母子医療センター | ・ 母子保健法指定医療機関 |
| ・ 都道府県がん診療連携拠点病院 | ・ 第一種感染症指定医療機関 | ・ 難病法指定医療機関 |
| ・ 治験拠点病院 | ・ 高度救命救急センター指定医療機関 | ・ 特定疾患治療研究事業医療機関 |
| ・ 肝疾患診療連携拠点病院 | ・ 高度被ばく医療支援センター | ・ 指定小児慢性特定疾病医療機関 |
| ・ 災害拠点病院 | ・ 原子力災害医療・総合支援センター | ・ 児童福祉法指定医療機関 |
| ・ 小児がん拠点病院 | ・ 戦傷病者特別援護法指定医療機関 | ・ 生活保護法指定医療機関 |
| ・ てんかん診療拠点機関 | ・ 原子爆弾被爆者援護法指定医療機関 | ・ 労災保険指定医療機関 |
| ・ アレルギー疾患医療拠点病院 | ・ 結核治療指定医療機関 | ・ 消防法による救急医療（救急病院） |
| ・ 難病診療連携拠点病院 | ・ 精神保健福祉法指定医療機関 | ・ 臨床修練指定病院（外国医師・外国
歯科医師） |
| ・ がんゲノム医療拠点病院 | ・ 障害者総合支援法指定自立支援医療
機関 | |

先進医療

【先進医療 A】

- ・ ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）
- ・ 内視鏡的憩室隔壁切開術

【先進医療 B】

- ・ テモゾロミド用量強化療法
- ・ ハイパードライヒト乾燥羊膜を用いた外科的再建術
- ・ S-1内服投与並びにパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法
- ・ 周術期デュルバルマブ静脈内投与療法
- ・ アスピリン経口投与療法
- ・ 自家骨髄単核球移植による血管再生治療
- ・ ネシツムマブ静脈内投与療法